

わかる！社労士 2018年度版

法改正情報

(2018年5月30日掲載版)

入門ゼミ P2

テキスト&問題集 P3

このPDFファイルに掲載した法改正情報は、2018年度版の各書籍の編集後に発生した法改正に関する情報です。2018年2月1日版に掲載していたものも含めて掲載してあります。

入門ゼミ

Part3 労働者災害補償保険法

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P100	105,130 円	105,290 円	介護補償給付・介護給付の最高限度額等が改正されました。
② 支給額 2行目～6行目	52,570 円	52,650 円	
	57,110 円	57,190 円	
	28,560 円	28,600 円	

Part5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P148 下から1行目	(平成29年度)	(平成30年度)	平成30年度の雇用保険率は、平成29年度と同じになりました。
P149 上から1行目			

テキスト&問題集

Part1 労働基準法

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P71 ③(2)① 1行目	～、常勤の消防団員及び児童自立支援施設に～	～、常勤の消防団員、 <u>准救急隊員</u> 及び児童自立支援施設に～	「 <u>准救急隊員</u> 」が追加されました。

Part3 労働者災害補償保険法

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P240 上段 ①常時介護の場合 ②随時介護の場合	105,130 円	105,290 円	介護補償給付・介護給付の最高限度額等が改正されました。
	52,570 円	52,650 円	
	57,110 円	57,190 円	
	28,560 円	28,600 円	
P273 上から6行目の表中	～常勤役員、介護作業従事者 等	～常勤役員、介護作業従事者、 <u>家事支援従事者</u> 等	「 <u>家事支援従事者</u> 」が、特定作業従事者に加わりました。
P295 上から1行目～2行目	～の常勤の役員が行う一定の作業、 <u>A</u> 関係業務に係る～	～の常勤の役員が行う一定の作業、 <u>家事支援に係る一定の作業</u> 、 <u>A</u> 関係業務に係る～	

Part4 雇用保険法

該当箇所	改正前	改正後	コメント										
P315 表中	<p>「氏名を変更したとき、個人番号が変更されたとき」の欄を次のように改正します。</p> <p>【改正前】</p> <table border="1" data-bbox="429 479 945 668"> <tr> <td data-bbox="429 479 646 591">氏名を変更したとき</td> <td data-bbox="646 479 824 591">雇用保険被保険者氏名変更届</td> <td data-bbox="824 479 945 668" rowspan="2">速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="429 591 646 668">個人番号が変更されたとき</td> <td data-bbox="646 591 824 668">個人番号変更届</td> </tr> </table> <p>【改正後】</p> <table border="1" data-bbox="429 741 945 1008"> <tr> <td data-bbox="429 741 646 931">氏名を変更したとき</td> <td data-bbox="646 741 824 931">雇用保険被保険者氏名変更届</td> <td data-bbox="824 741 945 931">所定の書類の提出・申請(※)をする際</td> </tr> <tr> <td data-bbox="429 931 646 1008">個人番号が変更されたとき</td> <td data-bbox="646 931 824 1008">個人番号変更届</td> <td data-bbox="824 931 945 1008">速やかに</td> </tr> </table> <p>※所定の書類の提出・申請 資格喪失届、転勤届、個人番号変更届、休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書や休業開始時賃金証明書の提出、雇用継続給付に係る支給申請</p>	氏名を変更したとき	雇用保険被保険者氏名変更届	速やかに	個人番号が変更されたとき	個人番号変更届	氏名を変更したとき	雇用保険被保険者氏名変更届	所定の書類の提出・申請(※)をする際	個人番号が変更されたとき	個人番号変更届	速やかに	氏名変更届の提出時期が改正されました。
氏名を変更したとき	雇用保険被保険者氏名変更届	速やかに											
個人番号が変更されたとき	個人番号変更届												
氏名を変更したとき	雇用保険被保険者氏名変更届	所定の書類の提出・申請(※)をする際											
個人番号が変更されたとき	個人番号変更届	速やかに											
P352 ②移転費 ① 支給要件 2行目	職業紹介事業者	職業紹介事業者（厚生労働省令で定める者を除きます）	一定の者が除かれることを追記しました。										
P352 ②移転費 ① 支給要件 ① 1行目	～給付制限期間が経過した～	～給付制限期間（離職理由による給付制限期間を除きます）が経過した～	ここでの給付制限期間から、「離職理由による給付制限期間」を除きました。										
P354 上から1行目	～給付制限期間が経過した～	～給付制限期間（離職理由による給付制限期間を除きます）が経過した～											

Part5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P420 側注 PLUS(*3) 上から12行目	18%~40%	17%~38%	労務費率、労災保険率が改正されました。
P421 労災保険率 表内 (改正されたもののみ 抜粋)	漁業 海面漁業 (略)		
	1,000分の19	1,000分の18	
	鉱業 石灰石鉱業~ (略)		
	1,000分の20	1,000分の16	
	建設事業 水力発電~ (略)		
	1,000分の79	1,000分の62	
	運輸業 交通運輸事業		
	1,000分の4.5	1,000分の4	
	その他の事業 卸売業~ (略)		
1,000分の3.5	1,000分の3		
	船舶所有者の事業		
	1,000分の49	1,000分の47	
P422 上から2行目	(平 29.3.31 厚労告 170号ほか)	(平 30.1.30 厚労告 19号ほか)	平成30年度の雇用保険率は、平成29年度と同じになりました。
P422 上の表中	平成29年度	平成30年度	
P422 (2) 上から3行目			
P422 側注 PLUS*1 上から7行目			
P423 上から12行目			

Part6 労務管理その他の労働に関する一般常識

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P498 上段	障害者のカウントについて、下記の内容を新規に追加します。 ⇒該当箇所はありません。	<p>【精神障害者のカウントの特例】</p> <p>精神障害者である短時間労働者であって、①雇入れの日又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日等のいずれか遅い日から3年を経過する日までの間にあり、かつ、②平成35年3月31日までに雇い入れられて精神障害者保健福祉手帳を取得した場合は、原則として、1人をもって1人とみなします。</p> <p>ただし、退職後3年以内に、同じ事業主（子会社特例等の対象事業主を含みます）に再雇用された場合は、この規定の対象にしません。</p>	精神障害者のカウントの特例が設けられました。

Part7 健康保険法

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P592 表中 ⑨被保険者の氏名変更の届出	下記を追記します。	<p>【氏名変更届の提出が不要なケース】</p> <p>氏名変更届は、被保険者が協会管掌健康保険の被保険者で、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき及び被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者で、当該健康保険組合が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき（当該健康保険組合が、当該事業主に対し、当該被保険者の氏名に係る情報の提供を求めないときに限ります）は、提出不要です。</p>	氏名変更届に関する改正です。

Part8 国民年金法

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P703 表中 氏名変更届 住所変更届	氏名変更届、住所変更届について、届出不要の規定が新規に設けられました。 【氏名変更届、住所変更届について】 住民基本台帳法の規定により、機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合は、氏名変更届・住所変更届の提出は不要になりました。		届出に関する改正です。
P703 表下 (注1)	削除します。		
P706 本文 PLUS*2	特定受給者について、下記の規定が新規に設けられました。 【特定受給者について】 ●特定受給者で、特定保険料納付期限日の翌日以後、老齢基礎年金の支給要件を満たさなくなるものについては、特定期間に係る届出を行うこと等により、再び支給要件を満たすまでの間、「支給停止」として取り扱うこととされました。		特定受給者の特定保険料納付期限日後の取扱いに関する規定です。
P707 側注 PLUS *4	住民基本台帳法の規定により <u>当該受給権者に係る</u> 機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の死亡について、 <u>受給権者の死亡</u> の日から7日以内に <u>当該受給権者に係る</u> 戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、届出不要です。	住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる <u>被保険者</u> 又は受給権者の死亡について、死亡の日から7日以内に戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、届出不要です。	被保険者にも、この規定を適用することになりました。

P707 追記	【新設】 被保険者又は受給権者が 個人番号を変更した場合 は、 速やかに 、その旨を届け出ることとされました。		新設の規定です。
P709 側注*3	住民基本台帳法の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合は、住所変更届の提出は不要です。 なお、氏名変更届の提出は省略することができません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民基本台帳法の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合は、<u>氏名変更届及び住所変更届</u>の提出は不要です。 ● ただし、遺族基礎年金、寡婦年金の受給権者については、氏名を変更した場合に受給権の消滅事由に該当している可能性があることから、氏名変更届の提出が不要である場合は、変更をした日から14日以内に、「氏名変更理由届」を提出することとされています。 	氏名変更届にも、この規定を適用することになりました。
P743 ② ② 1行目	控除対象配偶者	同一生計配偶者	所得税法の改正に伴う修正です。
P743 側注 PLUS *8 4行目			
P755 ② 1行目	平成29年度	平成30年度	脱退一時金の額が改正されました。
P755	平成29年度価額	平成30年度価額	

2 表中	49,470 円	49,020 円	
	98,940 円	98,040 円	
	148,410 円	147,060 円	
	197,880 円	196,080 円	
	247,350 円	245,100 円	
	296,820 円	294,120 円	
P762 側注 POINT * 1	平成 30 年度の保険料額の内容に差し替えます。 【差し替え文】 平成 30 年度の保険料額は、改定率が 0.967 となったため、月額 16,340 円とされました。 16,900 円（法定保険料額）×0.967（保険料改定率）≒16,340 円		平成 30 年度の保険料額です。
P766 上から 2 行目	控除対象配偶者	同一生計配偶者	所得税法の改正に伴う修正です。

Part9 厚生年金保険法

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P837 本文 PLUS 2 つ目	被保険者又は被保険者であったものは、年金手帳を滅失し、又はき損したときは、年金手帳の再交付を申請することができます(則 11 条 1 項)。	被保険者又は被保険者であったものは、年金手帳を滅失し、若しくはき損したとき又は氏名に変更があるときは、年金手帳の再交付を申請することができます(則 11 条 1 項)。	氏名変更時を加えました。
P837 関連事項	下記を新規に追加します。 【氏名の変更の申出等について】 被保険者の氏名の変更及び住所の変更の		届出に関する改正です。

	申出及び適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者の氏名・住所の変更届は、住民基本台帳法の規定により、機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合は、不要になりました。		
P838 側注*2	住民基本台帳法の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合は、住所変更届は不要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●住民基本台帳法の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合は、<u>氏名変更届及び住所変更届</u>は不要です。 ●ただし、遺族厚生年金の受給権者については、氏名を変更した場合に受給権の消滅事由に該当している可能性があることから、氏名変更届の提出が不要である場合は、変更をした日から10日以内に、「氏名変更理由届」を提出することとされています。 	氏名変更届にも、この規定を適用することになりました。
P838 追記	【新設】 被保険者又は受給権者が 個人番号を変更した場合 は、 速やかに 、その旨を申し出又は届け出ることとされました。		新設の規定です。
P852 側注 用語 *3 4行目	平成29年度	平成30年度	平成30年度の従前額改定率は、平成29年度と同じになりました。

<p>P910 問題7 エ肢</p>	<p>被保険者（適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者及び第4種被保険者を除く。）は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならない。</p>	<p>被保険者（適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者及び第4種被保険者を除き、厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができない者に限る。）は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所及び変更の年月日を事業主に申し出なければならない。</p>	<p>届出の改正に伴う改題です。</p>
------------------------	--	---	----------------------

Part10 社会保険に関する一般常識

該当箇所	改正前	改正後	コメント
<p>P949 側注 POINT *1 6行目</p>	<p>市町村（組合）に～</p>	<p>当該世帯主が住所を有する市町村（組合）に～</p>	<p>届出等に関する改正です。</p>
<p>P950 側注 POINT *2 3行目</p>	<p>～世帯主又は組合員に～</p>	<p>～世帯主（その市町村の区域内に住所を有する世帯主に限ります）又は組合員に～</p>	
<p>P969 側注*4</p>	<p>平成28年度及び平成29年度の後期高齢者負担率は、100分の10.99です</p>	<p>平成30年度及び平成31年度の後期高齢者負担率は、100分の11.18です</p>	<p>平成30年度及び平成31年度の後期高齢者負担率が示されました。</p>
<p>P970 上の図中</p>	<p>100分の10.99</p>	<p>100分の11.18</p>	

平成 29 年度 社会保険労務士試験

該当箇所	改正前	改正後	コメント
P1068 問題8 上から7行目	老人控除対象配偶者	同一生計配偶者 (70歳以上の者に限る。)	改正に伴う改題です。

以下、余白